

## 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
2. 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
3. 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
厚生労働大臣	

## 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営を 持続可能にするための支援確立を求める意見書

令和6年度に、大阪府の性暴力救援センター大阪・SACHICOは、病院拠点型ワンストップセンターとしての存続が危機に瀕する事態となった。その理由は、性暴力被害者の診療を行う中心となる産婦人科医師の退職や、SACHICOの運営による病院経営の負担が増大したためである。基本的に性暴力被害者支援には、予防教育、早期発見、介入、要支援・治療ケースへの支援の上に、司法支援や生活支援までが含まれてくる。

早期発見、初期の介入時における被害者の初期対応は、協力医療機関とワンストップ支援センターで行っている。協力医療機関が入口の場合、医療上必要な初期対応（外傷の確認、証拠物採取、緊急避妊薬処方及び感染症検査等による被害者の安全措置）を行い、ワンストップ支援センターへ報告、相談の推奨、ワンストップ支援センターがその後の相談、司法・福祉との連携、継続診療への推奨を行っている。また、ワンストップ支援センターが入口の場合は、初期診療を行い、必要であれば最寄りの協力医療機関を紹介あるいは同行して連れていき、その後の相談、司法・福祉との連携、継続診療の推奨を行っており、その役割は重要である。

大阪府のSACHICOは、現在の全国の都道府県に設置されているワンストップ支援センターの草分けであるが、今回の事態を契機に今後の性暴力救援センターの持続可能な存続のために、政府において、下記の課題解決と支援の確立を要望する。

### 記

1. 早期発見と初期の介入体制について、24時間電話相談と初期診療体制、性暴力被害についての救急体制も含めて再構築すること。
2. 協力医療機関については、産婦人科だけではなく、小児科、精神科、泌尿器科、肛門科や外科などの診療機能を有する協力機関を募集し、間口を拡大すること。また、刑法改正に伴い、13歳未満の被害者に対する適切な診療が必要であることから、専門性を有した医師を確保すること。
3. ワンストップ支援センターで相談業務の中心を担う支援員の育成と確保を行い、常勤職員としての雇用体系を確立し、24時間稼働型オフィスの維持を行うこと。
4. ワンストップ支援センター及び協力医療機関における証拠物採取、緊急避妊薬処方、性感染症検査については、警察の同行の有無にかかわらず、これを公費負担とすること。
5. 初期の段階から、精神科診療との連携を行うこと。
6. 男性被害者、LGBTQ+の人々に対する相談や診療体制を実施すること。
7. DV防止法や女性支援新法の適切な運用を図り、性暴力被害者への対応を充実させ、途切れない支援の提供体制の充実を図ること。
8. 誰もが性暴力の加害者にも被害者にもならないために、包括的性教育を行う支援法を制定すること。
9. 司法に供する検体の保管については、警察とも連携し、バーコードなどによる検体識別管理やDNAの安定性の確保が行えるルールと機材を整備すること。
10. 地域保健や医療の現場において、看護師、助産師、SANE、精神保健福祉士、公認心理師等で性暴力被害に対する包括的な対応ができる人材の育成を行うこと。
11. 裁判で証人となる医師への保護体制を整備し、司法制度における医師の安全を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策)  
内閣府特命担当大臣  
(男女共同参画)

各宛

## 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されている。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第15条第1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和43年12月4日）との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することができるにも拘らず、被選挙権年齢は満25歳以上となっている。

一方でOECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっており、日本の衆議院議員のように25歳以上というのは、5か国、13.2%と少数派となっているのが現状である。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳以上と統一している国も過半数を超えている。

全国町村議会議長からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選挙までには全体の3分の1を超える34.1%の地方議会議員選挙において、無投票になる可能性があるとの見解が示されている。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められている。

よって、国会及び政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢については満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参画を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬のあり方、さらには、若者団体の活動継続に必要な支援のあり方等について、抜本的な改革を行うことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣

各宛

## 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

近年、再審事件の動向に関する報道などにより、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士連合会などからも再審法の問題点が指摘されている。これまで我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることで、えん罪の発生を防止してきた。しかしながら、ときに誤判が生じるおそれは払拭できない。現在、誤判により生じたえん罪に苦しむ者やその家族が救済を待ち望んでおり、速やかな再審法改正が求められている。

2014年（平成26年）に静岡地方裁判所で再審開始決定がなされた袴田事件では、検察官の抗告によって再審開始決定からその確定まで9年が経過している。検察官の不服申立てによって、再審請求審が長期化する事例は多々あり、とりわけ袴田事件についていえば、すでに高齢となった袴田氏の状況を考えると、審理の長期化は深刻な人権侵害というべきである。誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法（第4編再審、以下「再審法」という。）に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、刑事訴訟法の再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも、特に重要な課題として、再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点がある。

このうち、再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、不服申立てによって、更に審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されている。そして、再審請求手続における手続規定に関しては、再審法に規定が少なく、とりわけ審理の在り方については、裁判所の広汎な裁量に委ねられている。そのため、裁判所の訴訟指揮により大きな差が生じうるため、再審請求手続における手続規定を整備する必要があるとの意見もある。

以上のことから、国会及び政府におかれては、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
内閣官房長官  
各宛

## 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への 子育て支援強化を求める意見書

令和7（2025）年1月現在、女性受刑者を収容する刑事施設は全国に11ヶ所あり、全収容者数のうち、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者は約4割を占めている。

令和4（2022）年6月17日に刑法等の一部を改正する法律（法律第67号）が公布され、「懲役・禁錮」から「拘禁刑」に改正されたことにより、受刑者の社会復帰については、より柔軟な処遇改善が可能となっている。平成28（2016）年4月より、女子施設地域支援モデル事業（現在の女子施設地域連携事業）により加古川刑務所の非常勤助産師として勤務した看護大学の教授が、18歳未満の子どもをもつ女性受刑者への子育て相談を行った。このことにより、女性受刑者のもつ養育体験や養育行動の特徴や、女性受刑者の大半が適切な養育体験が乏しいために、自身の子育ての方法が分からないことが明らかにされた。そのことから、当該の子育て相談では乳幼児の愛着形成以外に、児童虐待の負の連鎖を断ち、健やかな親子関係構築の実現に向けて尽力したところ、一定の効果が実証された。

しかしながら、全国的に刑事施設における子育て支援への取組は、各施設によって異なり、集団指導のみという施設もある。また、全国矯正施設間の助産師連携は一度も実施されることがないのが現状である。

PTSDを内包する女性受刑者の精神的特性を考慮し、全体の4割を占める子どもを持つ女性受刑者を対象にした、乳幼児への愛着形成を含む体系的な子育て支援教育プログラムを構築する必要があると考える。これらの教育により習得できる子育て力は、受刑者の社会復帰および次世代である乳幼児の健全な育成には不可欠なものである。

よって、政府において、下記のとおり女性受刑者への子育て支援の強化を求める。

### 記

1. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象に、助産師やその他の専門職等との連携による出所後の子育て支援を継続すること。
2. 子育て支援を行う助産師の非常勤雇用を拡大し、18歳未満の子どもをもつ全国の女性受刑者への子育て相談を現状の月1回程度から週2回程度の雇用として行うこと。
3. 18歳未満の子どもをもつ女性受刑者を対象にした子育て相談の内容や方法についてガイドライン等を作成し、全施設間の均一化を図ること。
4. 全国の女性受刑者刑事施設に勤務する看護職の連携及びフォレンジック看護分野の専門的研修制度を定期的実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

在日米軍の軍人や軍属、その家族らによる事件や事故は、旧日米安保条約の発効後1952年から現在までに全国で21万件を超え、日本人の死者はおよそ1,100名とも言われている。

警察発表によると、2022年だけでも殺人や強盗、強制性交等の刑法犯での摘発は沖縄県で54件、神奈川県17件、東京都14件、山口県で13件など1都9県で計106件が確認されており、いずれも在日米軍施設がある自治体に多く、中でも沖縄県における件数は圧倒的多数を占めている。

米軍機墜落事故も同様にあり、国民の安全・安心が脅かされ、この状況を早急に正して行くことが求められている。しかし、事件・事故の背景には、国内法を無視した米軍用機の低空飛行などを認める航空特例法や、事故の際、日本側に立入権がないこと、あるいは容疑者の身柄がアメリカ側の手中にある場合、日本の警察は容疑者を逮捕することなく捜査を進めざるを得ず、事実上起訴することが大変難しいといった刑事裁判権における米軍の特権などを定めた日米地位協定がある。

補足協定等により、運用改善が図られているものの日米地位協定は締結以来、一度も改定されておらず、こうした状況に対し日本弁護士連合会は2014年に協定改定への意見書を提出している。ドイツにおいては、ボンの補足協定が1959年に締結されて以降、数度にわたって改正されていることと比べると、非常に対照的である。

全国知事会は、2018年7月に、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって依然として十分とは言えない現況であることから、日米地位協定の改定、基地の整理・縮小・返還の促進等と合わせた「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択したが、提言内容が実現したとは言い難い状況から、2020年11月に再度、「米軍基地負担に関する提言」を行っている。

また、全国各地の地方議会でも、意見書採択の取組が広がっており、全国市議会議長会では、日米地位協定の改定に関する要望書がこれまで何度も採択されている状況である。

今なお続く米軍関係者等による犯罪に対して、被害に遭われた本人ならびにその家族の心情を思うとき、これまでのような日米地位協定の運用改善での対応では限界があるため、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に改定することは急務であると考えます。

よって、本市議会は、国において、下記事項を実現されるよう強く求めるものである。

### 記

1. 米軍機の飛行について、最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を、原則として米軍にも適用させること。
2. 米軍関係者による事件・事故に対し、国内法を適用させること。
3. 事件・事故時、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること。
4. 自治体の基地立入権の保障を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年3月25日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣  
防衛大臣

各宛

## 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた 議論の促進を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのような中、令和6年6月、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言した。また、同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼし得るものであることを示している。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐることは、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

国会及び政府におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立をはかりつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	

## 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の 拡充を求める意見書

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかとの不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって政府におかれては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望する。

### 記

1. 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払しょくに努めること。
2. 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続きの周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。
3. 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
経済再生担当大臣

各宛

## 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受ける。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができるとなっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和6年7月末時点で着手率が約67%となり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣

各宛

## 米の安定供給と米価の抑制を求める意見書

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の2倍以上に達するなど、現在の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫している。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われている。

そのような状況の中、政府は、本年2月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定した。3月には2回に分けて計21万トンの入札を実施するとともに、2025年産が出回る前の7月まで、備蓄米を毎月放出すると発表している。

また、政府は、5月26日に備蓄米の店頭価格を引き下げするため、30万トンが高い値段を提示した業者に売り渡す競争入札から、国が価格を決める随意契約に変更した。

政府におかれては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望する。

### 記

1. 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が表れるまでの間、活用を継続すること。
2. 今後の米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。
3. 政府は、日本倉庫協会や全日本トラック協会などに対し、政府備蓄米の迅速な出庫や輸送への協力を呼び掛けているが、物流網が停滞しないよう円滑・速やかに搬送されるよう万全を期すること。
4. 実質的に需給調整に繋がり得る制度の見直しを行うとともに、実態に即した生産量拡充に取り組み、生産コスト高騰や農業従事者の人出不足への対応など、生産者に対する負担軽減策を適宜実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣

各宛

## 地方消費者行政への国の財政支援の継続と 拡充を求める意見書

2009年に、消費者庁・消費者委員会が創設された際、消費者行政推進基本計画に基づき、自治体の消費者行政、特に消費生活センター等で行われている消費生活相談の充実強化に向けて、地方消費者行政活性化交付金（2009年度～2011年度）、地方消費者行政推進交付金（2012年度～2017年度、以下「推進交付金」という。）と、国による財政支援策が実施されてきた。推進交付金については、2017年に自治体ごとに交付金の活用期限（原則として事業開始から7年間、小規模自治体は9年間等）が定められ、全国的にその活用期限が迫っている。しかし、小規模自治体を中心に、消費者行政のための自主財源を十分に確保できていない自治体は少なくない。また、消費者教育、啓発活動、見守りネットワークの構築など、消費者行政・消費生活相談員に求められる役割は増加しており、情報技術の進展等から、消費生活相談員に求められる能力もさらに専門化している。

従って、消費生活相談員による相談体制を維持していくために、国は、推進事業に対する交付金の交付期限を延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費や研修費等にも充てることのできる、新しい交付金等の財政支援を早急に措置すべきである。

また、消費者行政のための自主財源を十分に確保できていない自治体が少なくないことを考えれば、自治体を実施する消費者行政に係る事務のうち、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについては、消費者安全法第46条及び地方財政法第10条を改正し、国が、恒久的に、その経費の全部又は相当部分について、財政負担を行うものと位置付けるべきである。

さらに、現在、消費者庁はP I O-N E Tを刷新し、消費者向けウェブサイトや相談支援システム、相談分析、情報提供システム等のシステム基盤の整備を行うというデジタル化計画について2026年度移行をめざして進めている。P I O-N E Tに登録される情報は、相談現場における助言・あっせんのための情報としての役割以外に、法執行の端緒や立法政策の根拠ともなるものである。地方消費者行政における財政状況を考えれば、その運営にかかる費用は、国がその費用を全額負担すべきであり、少なくとも交付金等によって相当部分を国が措置すべきである。

よって、政府におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、措置されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全)

各宛

## 最低賃金の改善と中小企業支援策の 拡充を求める意見書

ウクライナへのロシアの軍事侵攻以来、世界的に物価の高騰が進み、わが国においても市民生活は圧迫されている。政府が物価高騰対策の臨時交付金を手当てしてきているが、昨年6月に政府が提出した「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」にあるように、豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」が必要である。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることをめざすとした目標について、より早く達成ができるよう急ぐべきである。

また、わが国は、欧米主要国と比べて男女間賃金格差が大きいことを踏まえ、所得向上を通じてその活躍を支えるための対策を講じているが、さらにその解消に向けた環境整備を推進する必要がある、本国会においても議論が進められている。特に非正規雇用労働者や学生の所得に関して、「年収の壁・支援強化パッケージ」の見直し及び活用の促進が求められる。また、日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるためにも、地域経済をけん引する中堅企業と、雇用7割を支える中小企業や小規模事業所の稼ぐ力を強化することも求められる。

現状中小企業等が直面している人手不足について、自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援や、幅広い業種に対し、即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行うこと、AIやロボット等の自動化技術の利用が拡大できるようにするなどの支援とともに、雇用者の賃金の引き上げができるよう、政府の財政支援を行うことが肝要である。

以上の趣旨により、政府に対し、下記の項目の早期実現を求める。

### 記

1. 政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金を全国で1,500円にする目標を達成すること。
2. 政府は、中小企業・小規模事業所が賃金の引き上げができ、健全な経営が継続できるように支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月16日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

各宛

## 地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高等による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することが出来るよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって政府におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

1. 地方が責任をもって、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
2. いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
3. 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
4. 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
5. 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

各宛

## 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりをめざして体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、政府におかれては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、以下の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

### 記

1. 南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
2. 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
3. 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
4. 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣府特命担当大臣(防災)

各宛

## 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への 迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。よって、政府におかれては、以下の事項について地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求める。

### 記

1. 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
2. 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
3. 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

各宛

## 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとした。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、以下の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

1. 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
2. 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## 最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する 速やかな被害回復措置を求める意見書

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という）。本件引下げについて、29都道府県で、1,027人の原告が取消を求めて提訴したところ、令和7年6月27日、最高裁判所が、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

この最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進めることが求められている。しかしながら、判決から一定の期間が経過している現在も、具体的な被害回復措置の全体像が明らかになっておらず、利用者の不安が続いている状況にある。生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び母子世帯などで構成されており、数百万人規模の生活保護利用者全体に大きな影響を与えている。所得の低い層に限定されることから、消費の抑制や地域経済への悪影響も懸念される。

したがって、最高裁判決の趣旨を踏まえ、全ての生活保護利用者が安心して生活できるよう、被害回復措置を早急に講じることが強く求められる。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、本件引下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し、必要な対応を図ることが重要である。

さらに、被害回復への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定される。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨を踏まえ、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。よって国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう要望する。

### 記

1. 全面解決のために、国の責任において、生活保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかにとること。
2. 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
3. 違法とされた保護基準の改定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛